

該当する人は、申請をお忘れなく

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書をお送りしますので、対象となる人は申請書に必要事項を記載し、必要な書類を添えて返信用封筒で郵送するか、福祉介護課へ提出してください。

■臨時福祉給付金

①給付対象者

平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人（ただし、申請者を扶養している人が課税される場合や生活保護者となっている場合などは対象外）

②申請期間 平成26年7月1日（火）から10月1日（水）まで

※申請書は6月20日発送の広報配布物を郵送する封筒に同封しました。

■子育て世帯臨時特例給付金

①支給対象者 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当または児童手当特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

②申請期間 平成26年6月2日（月）から9月2日（火）まで

※申請書は5月30日に児童手当・特例給付現況届に同封して発送しましたので、万が一届かない場合は、下の問い合わせ先に連絡してください。

■ご注意

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの対象要件にも該当する人が受けられるのは、臨時福祉給付金だけになります。

平成26年1月2日以降に広野町へ転入してきた方は、基準日の1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問合せください。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるとかATM（銀行やコンビニエンス・ストアなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

農地の貸し借りなどが新しい制度へ

農地中間管理事業

農地の貸し借りなどが新しい制度（農地中間管理事業）に変わります。

農地中間管理事業は、地域の話し合いなどに基つき、農地中間管理機構（以下、機構という。）が農地の貸付を希望する方からの農地を借り受け、規模拡大を希望する人へ農地を面的にまとめて貸し付けることにより、地域内の農地利用の再編を進める事業です。機構から農地を借り受けるためには、「農地の借り手の公募」に応募し、機構が公表する応募者リストに登録されることが条件となります。

平成26年度第1回の募集を次のとおり行いますので、希望する方はお申し込みください。なお、第2回募集は平成26年12月の予定です。

■募集期間

平成26年8月1日（金）～平成26年9月1日（月）

■募集方法

所定の用紙（役場産業振興課にあります。）に必要事項を記入し、役場産業振興課へ提出するか、機構のホームページからお申し込みください。

■応募者リストの公表

9月下旬に機構ホームページ（検索 [福島県農業振興公社](#)）で公表します。

問 産業振興課農林振興係・農業委員会事務局

☎0240-27-4163

ふたば農業協同組合 営農経済部 営農復興課

☎024-554-3101

農地中間管理機構（（公財）福島県農業振興公社）

☎024-521-9843・9846

運賃の一部を助成します

帰還者JR利用運賃助成金制度

町では、平成23年3月11日現在、広野町に住所があり、現に広野町内に居住しているとの届出をした方が利用するJR運賃の一部を助成する制度を実施しています。

■助成を受ける方法と助成額

乗車券の種類	申請方法	助成額
通学定期乗車券（通学定期券）	①広野駅を起点とした通学定期乗車券（通学定期券）を購入 ②申請書に定期券の写しを貼り付け、必要事項を記入 ③役場（総務課）に提出	通学定期乗車券料金の2分の1 上限：勿来駅までの料金の2分の1
回数乗車券	①広野駅を起点とした回数乗車券（回数券）を購入 ②申請書に回数券の表紙（または領収書と回数券の写し1枚）を貼り付け、必要事項を記入 ③役場（総務課）に提出	回数乗車券料金の2分の1 上限：いわき駅までの料金の2分の1
往復乗車券	①広野駅を起点とした往復乗車券を広野駅で購入 ②申請書に広野駅で確認印を押してもらい、必要事項を記入 ③役場（総務課）に提出（5回分をまとめて申請できます） ※申請書は事前に役場でお受け取りください。	往復乗車券料金の2分の1 上限：いわき駅までの料金の2分の1

広野駅窓口営業時間 午前8時10分～午後6時半

問 総務課 財政管財係 ☎0240-27-2111